

令和3年度 事業報告

令和3年度の実施事業は次のとおり。（括弧内数字は令和2年度）

1 事業関係

(1) 自主防災指導事業

防火対象物の関係者等に対して防火・防災に係る知識及び技術の指導並びに自主的な検査の促進を行った。

ア 防災指導実施状況

| | |
|--------------|------------------------|
| (ア) 指導実施対象物数 | 9,500件 (9,000件) |
| (イ) 良好対象物数 | 5,107件 (4,313件) |
| (ウ) 不備対象物数 | 4,393件 (4,687件) |

(エ) 不備対象物（4,393件）に指導した項目

| 消防法令上不備があった事項について指導した項目（重複計上） | 件数 | |
|-------------------------------|--------|----------|
| 消防用設備等の点検の未報告 | 3,996件 | (4,273件) |
| 消防用設備等の維持管理の不適正 | 988件 | (834件) |
| 消防用設備等の不備欠陥事項の改善 | 430件 | (49件) |
| 消防計画に基づく消火、通報、避難訓練の未実施 | 195件 | (193件) |
| 階段、通路、避難口付近の避難障害となる物品の放置 | 82件 | (56件) |
| 防火対象物の点検未報告 | 73件 | (31件) |
| 消防用設備等の一部未設置 | 57件 | (32件) |
| 防火管理者の選任又は解任の未届 | 38件 | (22件) |
| 消防計画の未届出 | 4件 | (71件) |
| その他 | — | (55件) |
| 合 計 | 5,863件 | (5,616件) |

イ 自主検査通知業務実施状況

- (ア) 自主検査通知対象物件数 **9,000件 (9,500件)**
- (イ) 自主検査結果報告書回収対象物件数 **7,407件 (7,845件)**
- (ウ) 電話指導対象物件数 **3,331件 (3,424件)**

ウ 飲食店等消火器設置の実態調査・指導業務

消防法施行令改正により新たに消火器の設置が義務となる可能性のある飲食店等に対し実態調査を行ったほか、消火器設置が義務となった飲食店等に対し消火器の維持管理等の指導を実施した。

- <主な指導内容>
- ・消火器及び標識の設置
 - ・消火器の使用期限の確認
 - ・設置位置（歩行距離20メートルごと）

実態調査・指導対象物件数 **1,500件 (1,500件)**

(ア) 実態調査対象物件数 **1,129件 (1,067件)**

| 実態調査・指導内訳件数 | | | | | | |
|-------------|----------------|------|------------------|------|--------|------|
| 全数 | 飲食店等の 実態の有無 | | 火気使用設備 ・器具の有無 | | 消火器の有無 | |
| | | | | | 有 | 231件 |
| 1,129件 | 有 | 874件 | 有 | 372件 | 無 | 139件 |
| | | | | | 不明 | 2件 |
| | | | | | 無 | 17件 |
| | 不明 | 485件 | | | | |
| | 無 | 255件 | | | | |

(イ) 小規模防災指導対象物件数 **371件 (433件)**

① 良好対象物数 **145件 (194件)**

② 不備対象物数 **226件 (239件)**

③ 不備対象物（226件）に指導した項目

| 消防法令上不備があった事項について指導した項目（重複計上） | 件数 | |
|-------------------------------|------|--------|
| 消火器の点検の未報告 | 224件 | (224件) |
| 消火器の維持管理の不適正 | 220件 | (156件) |
| 消火器の使用期限切れ | 10件 | (22件) |
| 合 計 | 454件 | (402件) |

(2) 消防訓練指導事業

災害が発生した場合の避難誘導や初期消火などの初期対応が的確に実施できるよう、特定防火対象物の関係者等に対して知識及び技術等の指導を行った。

ア 消防訓練実施対象物数 **9,435 件 (9,505件)**

(ア) 現地出向による訓練指導対象物数 **4,825 件 (4,743件)**

協会職員が事業所の消防訓練に立会い、消防訓練の必要性や法的根拠等消防訓練全般の知識の啓発をはじめ、携帯電話・固定電話からの119番通報訓練、消火器や屋内消火栓を使用した消火訓練、避難訓練、さらにはAEDを使った応急手当訓練等が災害発生時に実効性のある訓練となるよう助言及び技術指導を行った。

また、地震対策、消防計画の修正、追加等についての助言も行った。

(イ) 電話による訓練指導対象物数 **4,610 件 (4,762件)**

事業所のみで実施した自衛消防訓練の内容を協会職員が電話により聞き取り、次回の訓練がより効果的なものとなるよう119番通報要領、初期消火要領、避難及び避難誘導要領等に関する改善点等について具体的な助言及び指導を行った。

イ 消防訓練促進指導対象物数〔延べ件数〕 **4,629 件 (4,152件)**

消防訓練実施通知発送対象物のうち訓練実施通報書の返送がなく、協会職員が電話により消防訓練の実施を促したもの

ウ 消防訓練相談件数〔延べ件数〕 **3,211 件 (3,265件)**

消防訓練実施対象物の関係者等から、消防訓練について相談があったもの

(3) 応急手当普及啓発事業

心肺蘇生法等の応急手当に関する知識と技術の普及啓発により、傷病者の救命率の向上と市民等の自主救護能力の向上を図るため各種講習会を開催した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年度に引き続き一定期間講習が中止となり、再開以降も感染症拡大防止対策として、各講習の定員を従来の30名から20名に減らして実施した。

ア 救命講習実施状況

| 区 分 | 内 容 | 回数 | 受講者 |
|---------------------|---|----------------|--------------------|
| 救命入門コース (1.5時間) | 各種講習への導入を目的として、主に胸骨圧迫及びAEDの取扱いを指導する講習 | 30回 (9回) | 353人 (54人) |
| 普通救命講習Ⅰ (3時間) | AEDの使用方法を含めた心肺蘇生法(1人法)及び大量出血時の止血等の応急手当を市民に対して指導する講習 | 324回 (271回) | 3,922人 (2,386人) |
| 普通救命講習Ⅱ (4時間) | 業務内容から応急処置の対応が想定される(介護老人施設等)方に対して、普通救命講習Ⅰの講習内容に筆記試験及び実技試験を加えた講習 | 4回 (4回) | 59人 (26人) |
| 普通救命講習Ⅲ (3時間) | 小児、乳児、新生児に対するAEDの使用法を含めた心肺蘇生法、大量出血時の止血等の応急手当を指導する講習 | 108回 (40回) | 1,136人 (374人) |
| 上級救命講習 (8時間) | AEDの使用方法を含めた心肺蘇生法、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法、傷病者管理、外傷の手当要領、搬送方法を指導する講習 | 67回 (64回) | 1,033人 (713人) |
| 応急手当普及員講習 (24時間) | 応急手当の実技を重点的に身につけると共に応急手当を普及するための指導方法を身につける講習 | 32回 (27回) | 452人 (310人) |
| 応急手当普及員再講習 (3時間) | 応急手当普及員資格取得後、有効期限3年以内の方に対する資格更新のための講習 | 76回 (92回) | 1,160人 (1,067人) |
| 合 計 | | 641回 (507回) | 8,115人 (4,930人) |

イ 患者等搬送乗務員講習

| 講習種別 | 内 容 | 回数 | 受講者 |
|--------------------------------|--|------------|--------------------------------------|
| 基礎講習 (24時間) 車椅子は16時間のみ受講 | 民間の患者等搬送自動車に乗務する従事者を対象に、応急手当、患者等搬送要領等を指導する講習 | 2回 (2回) | 28人 内車椅子 2人 [19人] 内車椅子 0人 |
| 定期講習 (3時間) | 基礎講習・定期講習受講後2年以内の方を対象とした資格更新のための講習 | 4回 (4回) | 62人 (67人) |

(4) 阿倍野防災センター事業

「防災拠点機能」と「体験型学習施設機能」を持つ大阪市立阿倍野防災センターにおいて、大阪市より令和2年4月1日から5年間指定管理者として指定を受け管理運営業務を実施した。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年4月25日から6月20日まで休館となったが、6月21日以降は防災体験学習エリアの来場予約者を制限し、体験コース内容を一部変更した上で開館したが、以降、年度中に順次体験コースを従来の内容に戻し、人数制限を解除した。

ア 業務内容

(ア) 施設活用業務

- ・ 防災に関する教育及び指導
- ・ 地震、その他の災害や防災に関する資料及び装置の展示
- ・ 防災に関する講習会等各種行事の開催

(イ) 施設管理・運営業務

- ・ 貸室運営業務

イ 来館状況

| 開館日数 | 来館者数 | |
|-----------------|--------|----------------------|
| 248 日 (255日) | 防災体験学習 | 17,020人 (10,488人) |
| | 防災研修訓練 | 0人 (443人) |
| | 講習、研修等 | 24,950人 (18,451人) |
| | 合計 | 41,970人 (29,382人) |

(5) 普及啓発事業

ア (一財) 日本消防設備安全センターからの講習受託事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年度に引き続き各講習の定員を減らすなど感染症拡大防止対策を図りながら実施した。

(ア) 自衛消防業務講習

大規模建築物等については、大規模地震等に対応した自衛消防組織の設置が義務付けられており、その自衛消防組織の統括管理者及び本部隊の各班長に必要とされる資格取得のための自衛消防業務講習を実施した。また、資格取得後5年以内の者を対象に再講習を実施した。

(イ) 防火対象物点検資格者講習

一定規模、用途等の人命危険が大きい防火対象物については、消防法令及び火災予防等に係る専門的な知識を有する者が、用途の実態や消防計画に基づいた防火管理の実施状況等を総合的に点検することとされている。その資格を取得するための講習を実施した。また、資格取得後5年以内の者を対象に再講習を実施した。

(ウ) 防災管理点検資格者講習

大規模建築物等については、防災管理業務の実施が義務付けられていることから、その実施に必要な資格を取得するための講習を実施した。また、資格取得後5年以内の者を対象に再講習を実施した。

(エ) 各講習実施状況

| 講習種別 | | 実施回数 | 受講人員 |
|--------------|-----|--------------|--------------------|
| 自衛消防業務講習 | 新規 | 36回 (33回) | 1,699人 (1,653人) |
| | 再講習 | 25回 (24回) | 1,267人 (1,290人) |
| 防火対象物点検資格者講習 | 新規 | 3回 (2回) | 178人 (126人) |
| | 再講習 | 5回 (5回) | 329人 (361人) |
| 防災管理点検資格者講習 | 新規 | 2回 (1回) | 107人 (60人) |
| | 再講習 | 3回 (3回) | 197人 (227人) |

イ 消防関係事業への主な協賛等

大阪府下消防長会への協賛

- 府下消防長会統一住宅防火啓発用ポスター 16,900枚
- おおさかのしょうぼうカレンダー2022 1,168部

大阪市消防局への協賛

- 大阪市消防出初式用のぼり のぼり 80本
ミニのぼり 60本
- 不織布マスク 1,200枚

(6) 普及資材等販売事業

ア 普及啓発用品、防火・防災用品の販売

「家庭の救急ノート」などの応急手当普及啓発物品をはじめ、緊急呼子笛、消防車型消しゴム、天ぷら油火災実験装置などの防災用品の斡旋販売のほか、おおさかのしょうぼうカレンダー2022や消防Tシャツ等を作成し販売した。

イ 秋・春の火災予防運動啓発資材の販売

全国火災予防運動に併せて横断幕、小吊幕等を販売した。

ウ 防災専門図書の販売

警防資器材マニュアル2の後継となる警防資器材マニュアル3を新たに作成し販売。そのほか消防関係者や事業所の防災担当者向けの専門図書をはじめ、市民向けの防火防災関係図書及び応急手当等の指導書等の図書を販売した。

エ 消防職員礼服貸出

大阪市をはじめ他都市の消防職員を対象に、婚礼や退職記念等の祝事に着用する礼服や子ども用防火服の有料貸出を実施した。

礼服貸出状況

| 貸出消防本部 | 貸出回数 |
|--------|-------------|
| 大阪市 | 69回 (36回) |
| 大阪府下 | 88回 (58回) |
| 他府県 | 72回 (35回) |
| 合計 | 229回 (129回) |

子ども用防火服貸出状況

| 内容 | 貸出回数 |
|---------|------|
| 子ども用防火服 | 7回 |

2 会議関係

(1) 理事会

ア 第23回（決議の省略による方法）

(ア) 決議があったものとみなされた日

令和3年5月25日（火）

(イ) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

1. 令和2年度事業報告の件
2. 令和2年度決算報告の件
3. 令和2年度公益目的支出計画実施報告書の件
4. 第12回評議員会（定時評議員会）招集の件

イ 第24回（決議の省略による方法）

(ア) 決議があったものとみなされた日

令和3年6月21日（月）

(イ) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

常務理事（業務執行理事）の選定

ウ 第25回

(ア) 開催日 令和4年3月29日（火）

午前10時25分から午前11時00分まで

(イ) 開催場所 大阪府中央区天満橋京町1番1号

大阪キャッスルホテル

(ウ) 議 題

議 案

次の議案について審議し、原案どおり可決した。

第1号議案 令和4年度 事業計画（案）

第2号議案 令和4年度 収支予算（案）

第3号議案 事務局長の任用について

第4号議案 役員賠償責任保険契約について

第5号議案 職制改正（案）等について

報 告

第1号報告 職務の執行状況について

(2) 評議員会

ア 第12回（決議の省略による方法）

(ア) 決議があったものとみなされた日

令和3年6月21日（月）

(イ) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

1. 令和2年度決算報告の件
2. 評議員6名選任の件
3. 理事1名選任の件
4. 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の改正（案）の件

(ウ) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

1. 令和2年度事業報告の件
2. 令和2年度公益目的支出計画実施報告書の件
3. 職務執行状況報告書の件